

2015年6月29日

日本企業の海外進出に関連した法律問題

弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所
弁護士 中島 新

第1 はじめに

国内市場が縮小する中、日本企業が海外に有力な企業活動の拠点を置く、いわゆる海外進出の例が増えています。本稿では、近時において、日本企業が海外進出する際に法的に問題となる点について解説したいと考えています。以下、日本企業が海外進出前及び後にケアしておくべき事項の順で、一部具体例を交えてご紹介します。なお、予めお断りしておきますが、具体例は日本企業が近年よく進出を検討している国の中から、筆者が案件で経験した又はリサーチした国の法制に限られます¹。また、法令の内容は可能な限り最新のものを取り上げていますが、内容が変更されている可能性があります。

第2 海外進出前にケアしておくべき事項

1 外国企業(日本企業)²進出の条件の確認

(1) そもそも外国企業が当該国に進出できるか

最近はここまで厳しく外国企業の参入を制限している国は少ないであろうと思いますが、まずこの点をクリアできることが大前提です。この点がクリアできない場合、自ら直接現地法人を設けるのではなく、単なる国際取引(製商品の輸出入、原材料・部品の調達、ライセンスのやり取り等様々な類型が考えられます。)や販売代理店や生産委託先³等を通じた間接的な海外進出にとどまらざるを得ないことになります。以降の検討では、日本企業が現地法人を設立する⁴ことを念頭において解説します。

(2) 外資規制

上記(1)をクリアして外国企業の進出が可能な場合、次に検討しなければいけないのが、外資規制です。外資規制とは、本稿では外国企業が進出する場合の条件を定

¹ 中国については既に多くの資料があることから、本稿では必要な限りにおいて触れるにとどめています。

² 当然ですが、進出先国からみた場合、日本企業は外国企業に当たりますので、以下適宜外国企業という表現を用います。

³ 例えば、中国では従来から委託加工(来料加工)といって、材料を供給して、加工(生産)を行ってもらうことがよくなされていました。

⁴ 現地企業との間でジョイント・ベンチャー(合弁企業)を設立する場合も含まれます。

めた規制をいいます。具体的には、出資比率や業種に関して規制がされる場合がほとんどです。

① 出資比率の規制

出資比率の規制としては、外国企業の持分比率を制限している例(50%未満等)が見られます。卑近な例としては、後述するタイが挙げられます。このような規制がある国では、現地企業とジョイントベンチャー(合弁)を組むことが必要となります。

② 業種の規制

どのような業種への外国企業の参入が規制されているかという観点からは、自国の作業を保護する要請が強い産業、たとえば、加工工程を含まない農業や水産業等については厳しい規制がかかっている傾向があります。また、これは先進国にも当てはまることですが、放送や航空等の自国の国益を保護するために必要な産業については、当然に外国企業の参入が規制されます⁵。他方、発展途上国においては、自国の経済を発展させ、また高度化したいために、製造業を呼び込みたいことから、製造業については外資規制を緩和している場合があります。

③ 実例(タイ)

タイでは、出資比率の規制がされています。すなわち、外国人事業法(Foreign Business Act)4条においては「外国人」(訳語においては「外国人」となっていますが、外国企業も含みます。以下同様です)の定義が設けられており、外国人に該当すると、後述するような一定業種への参入規制がかかります。そこで、外国人事業法上の「外国人」に該当すること(出資規制がかかること)を避けるため、外国企業の資本比率が49%以下(タイ側の資本比率が51%以上)にすることが通常行われています。

このため、優先株を使ったスキーム(以下に掲げる(例)を参照)がよく使われます。かかるスキームを用いれば、前述の出資比率の規制に抵触せずに、議決権の個数で日本側の株主(日本資本)が優勢となるので、実質的に会社を支配することが可能になるためです。

(例) 会社の設立に際し、株式を1000株発行し、それを、出資規制を避けるべく下記の割合で2つのグループに分けて保有させるものとします。

- ・グループ1: 490株の普通(議決権付き)株式・・・日本資本で保有
- ・グループ2: 510株の優先株式・・・タイ資本で保有

⁵ 例えば日本では、個別の業法で「外国人」の範囲を定めてその保有する株式を制限するという形で、外資規制がされています。その例として航空法120条の2、放送法116条・125条・161条、日本電信電話株式会社等に関する法律6条等があります。

グループ 2 の株主に対しては、配当優先権⁶を与え、また議決権を 30 株につき 1 個与え、さらに残余財産の分配について株式の額面金額に至るまでグループ 1 の株主に優先すると定めます。

また、タイでは、外国人事業法上の「外国人」(同法 4 条)に該当する場合には、同法で 3 グループ 43 業種への参入が規制されています。同法の中では、農林水産業等について外国企業の参入が禁止されています(同法付表第 1 表に掲げられた業種、第 1 のグループ)。日本企業にとってより深刻なのは、タイが「外国人」に対して競争力が不十分とされる業種で、サービス業一般等がここに含まれます(同法付表第 3 表に掲げられた業種、第 3 のグループ)。なお、第 2 のグループ(同法付表第 2 表に掲げられた業種)には航空、輸送、その他に安全保障に影響を及ぼす業種が含まれています。

このうち、第 2 及び第 3 のグループに含まれている業種については、タイ投資委員会(Board Of Investment, BOI)の許可があれば「外国人」であっても参入は可能です(同法 12 条)。

他方、製造業の進出に対する規制は緩和されており、むしろ投資奨励法(Investment Promotion Act)という法律⁷があるくらいで、日本を含む外国企業の進出は歓迎されているといえます。

2 現地法令(労働)の調査

とりあえず現地進出自体は可能であることが確認できて話が具体化した段階で問題が顕在化しやすい法分野としては、どのようなものがあるのでしょうか。通常クライアントから調査・検討を依頼されることが多い法分野について、以下、解説します。

(1) 労働法

① 概略

何といてもまず調査しなければならないのは、労働法制ですが、これは現地で従業員を雇用しなければいけないことから、当然の話です。具体的な調査事項としては、賃金、労働時間、社会保険等があり、この点は日本の場合とそれほど異なるわけではありません。特異な例としては、宗教上祈りの時間を与えなければならない、宗教上の安息日を与えなければならない等、現地の法制や慣習に合わせなければいけない事項も考えられます。

② 実例(インド)

インドは連邦国家であるため、連邦法と州法を合わせた複雑な労働法体系となっています。賃金については最低賃金法(Minimum Wages Act)が、労働時間等につい

⁶ 株式の額面の 1%相当額等と定めることが多いです。

⁷ 原則として外国人事業法が規制していない事業を推奨する法律です。例えば、電子・電気機器産業や化学工業等が投資奨励対象の業種に入っています。

ては工場法や各州の店舗・施設法(Shops and Establishments Act)⁸が、この他社会保障関連の法律としては、労働者補償法(Workers Compensation Act)、労働紛争に関する法律として産業紛争法(Industrial Dispute Act)等があります。

労働契約においては、報酬、労働時間・休日、試用期間、付随義務、契約の終了等を定めるのが普通で、これらの点は日本と同様です。ただ具体的な条件となると、工場における15歳以上の労働者の労働時間が1日9時間、週48時間が上限とされている(工場法51条・54条)等、労働時間の規制は日本より緩いといった特徴があります。また、付随義務については、競業禁止義務を労働契約終了後に負わせることはインドの契約法⁹や判例¹⁰に照らし無効とされる可能性があります。解雇規制については、一定期間の退職制限期間を設けることは無効とされるおそれがあります。

(2) 外為規制

外為規制も注意すべき分野です。なぜなら、送金や決済といった資金移動の場面で外為規制が必ず絡んでくるからです。外為規制は、大きく貿易取引、貿易外取引及び資本取引に分けて検討することが通常です。

① 貿易取引

現在では自由化されている国が多いですが、決済通貨を指定している場合があります¹¹。また、輸出と輸入で取引条件(決済までの期間、信用状が必要か等)を変えている国¹²もあります。

② 貿易外取引

外貨口座を開設できるという国がほとんどですが、非居住者向けには外貨口座の使用用途を限定している国もあります。

⁸ 工場労働者には工場法が適用され、店舗や施設(事務所)等で働く労働者には店舗・施設法が適用されます。

⁹ 同法27条は”Every agreement by which any one is restrained from exercising a lawful profession, trade or business of any kind, is to that extent void.”(一方当事者があらゆる種類の法的所有、取引又は事業を制約される全ての契約はその限りにおいて無効である)としています。

¹⁰ Percept D’ Mark (India) Pvt Ltd v. Zaheer Khan というインド最高裁の2004年のケースがあります。

¹¹ インドとネパール・ブータンとの輸出入取引では、インド・ルピーで決済することが義務付けられています。例えば、インドとブータンとの取引については、ブータン通貨当局のサイト http://www.rma.org.bt/EXTERNALWEB/FAQ_forex.jsp の上から5つ目の質問(Is Foreign Exchange available for transaction with India?) (外国為替(注:外国通貨との交換)はインドとの取引でも利用可能ですか?)を参照してください。

¹² これもインド等で実例があります。JETRO のサイト (https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_04.html) に詳細が掲載されています。

③ 資本取引¹³

資本取引を行う場合、資本金を国内の銀行口座で受けなければならないといった規制があるケースがあります。また、外国企業からの借入れについては用途が限定されていたり、当局への登録が必要なケースがあります。

④ 実例(ベトナム)

ベトナムの貿易取引に関する規制ですが、外貨決済も認められており、また決済方法についても特に規制はありません。もっとも、多くの場合、現地企業との取引においては、信用状取引、中でも一覧払い信用状(At sight L/C)¹⁴や有効期間が180日までの信用状が一般的に使用されているようです。

次に、貿易外取引に関する規制¹⁵ですが、外国企業の子会社であっても、外国からの外貨による送金は問題なく受けることができます。また、外国への外貨送金についても規制はありません。

最後に、資本取引に関する規制¹⁶ですが、出資金は、ベトナムの国内銀行に開設された資本用の口座へ送金しなければならないとされ、特定された用途にのみその使用が認められています。また、海外からの借入れも認められており、その形態は短期(返済期限が1年以内)、長期(返済期限が1年を超える)のいずれも可能です。短期の借入金は、借入れをするベトナム企業が申請した事業分野の運転資金として使用しなければなりません。中央銀行への登録は不要です。他方、外国企業からの長期の借入金は中央銀行への登録が必要です。

(3) 物権・担保物権

物権に関しては、日本企業が海外に進出するにあたって、進出先の国において、外国企業に所有権が認められるのか、とりわけ土地の所有権者たりえるのかという点が重要です。また、担保物権としてどのようなものが認められているのかという点が重要です。

土地の所有については、タイを始め、原則禁止している国は少なくありません。もっとも、このような国においても、特例措置により工場用地の取得が可能となる場合があります。タイでは、投資奨励法による工場用地の取得が認められる場合があります。

担保物権については、日本法上の抵当権や質権に該当する制度があるかが問題となります。タイでは、担保物権としての抵当権はあり、一般に不動産登記は信頼できるとされています。また、株式に質権を設定することも可能です。

¹³ 資本取引とは通常は会社への出資を指しますが、本稿では出資に準じた借入も指します。

¹⁴ 一覧払い信用状とは、信用状の発行とともに一覧払手形の振出がされ、その手形の呈示があれば、信用状を発行した銀行が即時決済する条件のものをいいます。

¹⁵ ベトナム国会制定の Ordinance 06/2013/UBTVQH13 を参照してください。JETRO のサイト (https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_04.html) にも情報があります。

¹⁶ 同上です。

(4) 贈収賄

公務員に対する贈収賄が禁止されるのは、どの国でも同じですが、その厳しさには濃淡があります。また、一部の国では物事を円滑に進めるためのファシリテーション・ペイメント(Facilitation Payment)が支払われている例があります¹⁷。この分野では、米国や英国の取り組みを把握しておくことが重要です。なぜなら、米英の腐敗防止法はその内容が厳しいため、これらの腐敗防止法を知り、その内容を遵守しておけば、その他の国においてもコンプライアンス上の問題が発生するリスクが低くなるからです。

米国は 1977 年に制定された連邦海外腐敗行為防止法(The Foreign Corrupt Practices Act, FCPA)により、外国公務員に対する賄賂の支払を禁止しています。

また、英国では腐敗防止法(Anti Bribery Act)を 2010 年に制定しており、一般的な贈収賄¹⁸のみでなく、FCPA のような外国公務員に対する贈賄¹⁹、さらに営利企業が贈賄を防止する義務を怠ったこと²⁰を罰します。そして、この腐敗防止法の営利企業が贈賄を防止する義務を怠ったことを罰するという条項は、英国で事業を行う営利企業に適用されますので、日本企業が英国で事業を行ってれば、本法の規制対象となりうるので、注意が必要です。

英米以外の国においても、インド等のように腐敗防止法²¹を制定している国はありますが、英国の腐敗防止法が現時点ではその内容が最も厳格といえます。

(5) 税制・会計

① 概要

税制については、優遇税制を含めてフォローしておく必要があります。例えば、シンガポールでは、多くの優遇税制²²が認められており、それらを活用すれば実効税率²³を相当低くすることが可能です。

また、会計基準²⁴については、日本の会計基準と相当と異なる場合があります。設立した現地法人の財務諸表を親会社である日本企業の財務諸表に連結する際に困難が生じることが少なくありません。もっとも、多くの国において国際会計基準

¹⁷ この辺りは各国により事情が異なり、また表立った情報があるわけでもありませんが、例えばタイでは儀礼的なものは今でもあるようですし、インドでもそれなりに支払っている例はあるようです。なお、後述する米国の FCPA ではファシリテーション・ペイメントは違法とされていませんが、何がファシリテーション・ペイメントに当たるかについては慎重な判断が求められます。

¹⁸ 同法 1 条ないし 5 条。この中には、民間企業に対する贈収賄も含まれ、日本のように贈賄する相手方を公務員に限定(刑法 197 条以下)してはいません。

¹⁹ 同法 6 条

²⁰ 同法 7 条

²¹ インドの場合、Prevention of Corruption Act があります。

²² 数が多いので本稿で列挙することはしませんが、例えば生産性革新控除(Productivity and Innovation Credit)というものがあり、生産性を向上させるために支出(例えば機器を購入)した額の 4 倍まで償却(税務上の損金とできること)を認めています。

²³ 法人の実質的な所得税負担率をいい、支払った税金(法人税や法人住民税)を所得で割って算出します。日本(東京都)の場合、財務省の資料によれば現行では 35.64%とされています。

²⁴ どのように会計(経理)処理を行うのかに関する基準をいいます。

(International Financial Reporting Standards, IFRS)による会計処理を認めていますので、もともと日本の親会社がIFRSを採用していれば、連結財務諸表を作成する際に困難が生じることは少ないといえます。

② 日本の税務

海外進出した場合、日本の税法における国際税務という観点も忘れがちですが、おさえておくことが大切です。日本の国際税務でよく問題となるのが、移転価格税制及びタックス・ヘイブン対策(外国子会社合算)税制です。

移転価格税制とは、独立企業(支配関係にない企業)間で取引される価格と異なる価格で国外関連者(支配関係にある外国会社²⁵をいいます)と取引が行われた場合、その取引価格が独立企業間価格で行われたものとして課税所得金額を算定する税制です。日本企業においては、主に日本の親会社から海外の子会社に製品を輸出する場合の価格が妥当かといった場面や日本の親会社から海外の子会社への貸付金の利率が妥当かといった場面で問題となりますので、注意が必要です。

また、タックス・ヘイブン対策税制²⁶とは、税負担がないか極端に低い²⁷国又は地域(タックス・ヘイブン)に日本企業が子会社を設立し、当該海外子会社の利益を親会社に配当せず、利益を留保することにより課税の繰延べを行うことへの対策として、そのような海外子会社における配当留保金を現実の配当を待たずに親会社の益金と合算して親会社に課税する(合算課税)税制をいいます。日本企業の場合、前述したようなシンガポール子会社の所得について合算課税がされることが多く、その場合シンガポールの低税率の恩恵にあずかれないこととなります。もっとも、シンガポール子会社がきちんとした会社としての実体を有している場合にはタックス・ヘイブン対策税制の適用から除外されます。

(6) その他²⁸

① 環境規制

一般的に発展途上国の場合、環境規制が緩いことが多いですが、国によっては工場等設備の拡張・改変の際に環境規制をクリアしているか(これを Environmental Clearance といいます)の証明を求めることもあります。

② 知的財産法

²⁵ 原則として株式の50%以上を保有する関係をいいます。

²⁶ タックス・ヘイブン対策税制の概要及びその仕組みについては以下の財務省のサイトを、また同税制の適用の要件については、租税特別措置法66条の6以下を参照ください。

・同税制の概要：https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/175.htm

・同税制の仕組：https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/176.htm

²⁷ 実効税率で20%未満をいいます。

²⁸ 様々な法分野がありますので、以下ではごく簡単に触れるにとどめます。

日本企業においてよく問題となるのが模倣品対策です。特に中国において模倣品が問題となるケースが多いですが、これは海外に進出しているかどうかにかかわらず問題となりえます。

③ 競争法

一般的に競争法(独禁法)の調査をするのは、進出先が米国や EU 諸国等の場合です。しかし、中国等においても競争法は当然制定されており、その運用も徐々に先進国並みになりつつあると言われてしています。

④ 消費者保護

この分野で注意すべきは製造物責任法や消費者保護法です。多くの国ではこれらの法律に類する立法がされていますので、例えば製造物責任法であればどのような欠陥の概念を採用しているのかが問題となります。

⑤ 撤退(清算)・倒産

進出時からと思われるかもしれませんが、ビジネスがうまくいかなかった場合に備えて、撤退、特に撤退時の不動産の処分について考慮しておく必要があります。例えば、最近の中国のように撤退する際に不動産の処分が困難といった国もありますので、注意が必要です。

また倒産法制については、日本企業の子会社の破たん処理だけでなく、現地企業が破たんして、日本企業の子会社が債権者となる場合も問題になります。この点、発展途上国といわれる国では倒産法制が十分整備されていないケースがあります²⁹。

第3 海外進出後にケアしておくべき事項

海外に進出した後も、気をつけるべき点は多々あります。以下、どのような紛争解決手段を選択するかという一般的な問題、次に特に紛争になりやすい類型として、ジョイント・ベンチャーのトラブルや労働紛争を取り上げます。

1 紛争解決全般

① 訴訟

まず、進出先国の司法制度が信頼できるかという問題があります。また、訴訟になった場合、進出先国での資格を持つ弁護士を選任しなければなりませんので、弁護士費用もかかります。発展途上国の場合、現地語以外(日本企業との場合は通常コミュニケーションを英語で行うことになると考えられます)でコミュニケーションできる弁

²⁹ 例えば、タイ等がこれに該当します。

護士はその国における大手事務所に限られますので、時間当たり報酬制³⁰を採用すると弁護士費用が多額になることも少なくありません。

② 仲裁

仲裁という選択も考えられますが、準拠法と仲裁地が問題となります。日本企業の現実的な選択肢として、本稿では日本とシンガポールでの仲裁について説明します。一般に仲裁を選択するメリットとしては、非公開であること、迅速であること³¹、中立性³²、執行可能性³³があげられます。また、デメリットとしては、シンガポールの仲裁は仲裁費用が高額になることがあげられます。例えば、仲裁人1名当たり1時間の費用が1,000シンガポール・ドル(相場はおおよそ700から1,200シンガポール・ドル程度と言われています。)とすると、仲裁人3名を5時間拘束すると、それだけで15,000シンガポール・ドル(1シンガポール・ドルは2015年6月現在で約90円です)の費用がかかります。

日本の仲裁も同様のメリット・デメリットがありますが、仲裁人の報酬はシンガポールにおけるそれよりは低額です。

③ 実例(シンガポール仲裁判断のバングラデシュでの執行)

筆者が実際に体験した例をご紹介します。筆者のクライアント(日本法人)がシンガポール仲裁で相手方(債務者)に対し金銭債権を有することが認められたので、債務者であるバングラデシュ(以下適宜「現地」といいます。)の会社に対して同国内で同仲裁判断を執行しようとしてきました。筆者もバングラデシュがニューヨーク条約の加盟国であることから、仲裁判断の執行は可能かつ容易であるものと考えていました。

ところが、現地では有名な事務所に所属する弁護士に依頼して執行判決を現地の裁判所から得ようとしても、時間ばかりが無駄に過ぎ(もっともこれには債務者側が出廷せず訴訟手続を遅延させたという事情もあったのですが)、結局成功しませんでした。現地弁護士を替えることも検討し、他の現地の弁護士に(彼も別の現地における大手事務所に所属していました)セカンド・オピニオンを求めました。しかしながら、法的な理由はよく分からないものの、「バングラデシュで外国の仲裁判断が執行された例は知らず、そのような試みは失敗しているようだ」等と聞いたため、最終的には執行判決を得るための訴訟を取り下げることとなりました。

これは、シンガポールで仲裁判断を得ても、現地での執行ができないという苦い体験でした。後日談になりますが、仲裁等の代替的紛争解決(Alternative Dispute

³⁰ 例えば、1時間当たりパートナー弁護士であれば500米ドル等と決める報酬体系で、日本でも大手事務所を中心に採用されている方式です。契約書のチェック等の案件には向く方法ですが、訴訟の場合には弁護士報酬が高額となることが考えられます。

³¹ シンガポールでの仲裁を想定し迅速性を挙げていますが、国(インド等)によっては裁判よりも時間がかかるケースがあるようです。

³² 国によっては自国の当事者を有利に扱う裁判所が存在すると言われています。

³³ ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)で加盟国(150国弱)での執行が可能です。

Resolution, ADR)に詳しい外国人の弁護士によると、「諸般の事情に照らせば、それでもバングラデシュで裁判をするよりははまだよかったのではないか」とのことでした。その弁護士の意としては、時間ばかりがかかって、現地では勝訴判決は結局得られなかったのではないかということだと思います。

このように、シンガポールにおける仲裁判断に過大な期待を持つことは禁物ですが、だからといって最初から仲裁を諦めるというほど悲観的になる必要もないというのが実情といえるのではないのでしょうか。

2 ジョイント・ベンチャーのトラブル

タイのように、外資規制により現地資本とジョイント・ベンチャーを組まなければいけないという場合、トラブルを回避するために議決権行使の場面で日本資本が有利となるようにしておくこと、いわゆるデッドロックに陥って意思決定ができない事態を避けることが肝要です。また、ジョイント・ベンチャー解消後の競業禁止義務を定めておくことも併せて考慮すべきです。さらに、不幸にして紛争が顕在化したときに備えて、仲裁等紛争解決の手段を予め決めておくことも必要です。

これらの事項については、事前に相手方との交渉の俎上に上げて、交渉・調整を重ねて合意した内容を、ジョイント・ベンチャー契約(株主間契約)という形で明文化しておくことが必須といえます。

3 労働紛争

現地のストライキ等の労働争議を招く可能性があるもので、注意が必要です。最近では中国からの撤退に関連して労働者が大規模なストライキを展開した東芝のテレビ工場の事件がありました。

また、個別労働紛争については、その国の司法制度を利用することになりますので、上記「第22(1)労働法」で述べたことが当てはまります。

4 その他

どのような分野のどのような紛争が発生するのか事前には予測しがたいところがありますが、少なくとも種々の契約書において、前述の紛争解決方法の選択の他、準拠法、管轄等を定めておく必要があります。

日本企業としては、準拠法を日本法、管轄を東京地方裁判所又は紛争解決を日本における仲裁等としたいところですが、そのようにするのは交渉相手もあることなので中々難しいところであり、予測可能の高い準拠法である英国法や米ニューヨーク州法等を採用し、仲裁はシンガポールで行う等と契約書において定めることが多いです。

第4 最後に

以上、日本企業が海外に進出する際に法的に問題となる点をごく簡単にではありますが、できる限り網羅的に解説してきました。

今後の日本経済を考えると、日本企業は今後も海外進出を検討していかざるを得ないでしょう。そして、企業にとっての海外進出は、もちろん市場拡大や顧客開拓に繋

がる等の多くのチャンスをもたらすものですが、他方で日本国内での経営とは異なる思いもかけない落とし穴、中でも法的なリスク及び税務上のリスクが潜んでいることも否定できません。そこで、弁護士や税理士といった専門家に依頼しながら事前のチェックを進めることは、かかるリスクの軽減・回避を実現して効率的に事業を展開し、また確実に利益を上げていくためにも、非常に必要かつ有益なことだといえると思います。

本稿が海外進出を検討されている企業の関係者の方々のお役に立つことができれば、筆者としては幸いです。

以上

【略歴】

- 1995年 東京大学大学院法学研究科修了、外資系大手会計事務所勤務
- 1998年 米国公認会計士登録
- 2000年 米国ノースウェスタン大学法科大学院修了
- 2006年 中央大学法科大学院修了
- 2007年 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年 弁護士登録(東京弁護士会)、都内法律事務所勤務
- 2010年から2013年 香港上海銀行(HSBC 証券及びHSBC 投信も兼任)法務部勤務
- 2013年 弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所入所
- 同年 中小企業庁経営革新等支援機関
- 同年 税理士登録
- 2014年 同法律事務所パートナー弁護士

【主な取扱分野】

- ・会社法務: 契約書の作成・交渉、株主総会指導、コーポレートガバナンス
- ・金融関係: スキームの検討、契約書作成・交渉等、金商法や投信法に関するアドバイス
- ・労働事件: 主に使用者側で事件を取り扱っております
- ・倒産事件: 破産、民事再生、会社更生
- ・民事紛争全般
- ・家事関係: 国際相続も取り扱っております
- ・海事事件

【主な論文】

- ・2014年2月 船舶保有のための国際ジョイント・ベンチャーに対する課税 海事法研究会誌(2014年2月号)
- ・2014年5月～2015年5月 国際税務連載(4回シリーズでタックス・ヘイブン対策税制等について解説)海事法研究会誌
- ・2014年 ICLG The International Comparative Legal Guide to Corporate Tax 2015 英文で日本の税法(主に法人税法)について解説したものです

【主な講演】

- ・2014年7月 「タックス・ヘイブン対策税制」
- ・2014年11月 「海運業における国際税務の基礎」

【連絡先】

弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所
〒102-0082 東京都千代田区一番町 29-1 番町ハウス 5 階
TEL: 03-3238-6799 FAX: 03-3238-6798
Email: a.nakajima@shiplaw.jp
URL: <http://www.shiplaw.jp/> (事務所ホームページ)
<http://www.nakajimalaw.com/> (個人ホームページ)

掲載日: 2015年7月15日